

平成二十一年三月三十一日受領
答弁第二四〇号

内閣衆質一七一第二四〇号

平成二十一年三月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる「国策捜査」に対する森英介法務大臣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる「国策捜査」に対する森英介法務大臣の見解に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「国策捜査」については、法令上の用語ではなく、政府として、その定義について特定の見解を有しているものではない。

二から七までについて

個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄については、答弁を差し控えるが、一般論として申し上げます、検察当局は、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として、適切に事件を処理しているものと承知している。